

## 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本通信教育振興協会（以下「協会」という）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 協会が受領する一般寄付金は、広く一般社会に向けて趣旨に賛同するものを募り、常時募金活動を行うことにより受領する寄附金をいう。

2 この規程における一般寄附金は、原則として金銭にて受領するものとする。

### (一般寄附金の募集)

第3条 協会は常時、一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、毎事業年度の管理運営経費に使用し、残額が生じた場合は公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

### (受領書等の送付)

第4条 一般寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、寄附金受領証明書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の寄附金受領証明書には、協会の一般寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

### (情報公開)

第5条 協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

### (個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則 この規程は、平成28年10月4日から施行する。